

通関業者に対する監督処分について

標記のことについて、通関業法第34条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

通関業者名	SGHグローバル・ジャパン株式会社
J C N	2010701018750
所在地	東京都江東区新砂三丁目2番9号 XフロンティアWEST5階
代表者	代表取締役社長 橋本 譲
営業所名	別紙のとおり
所在地	別紙のとおり
処分内容	令和8年8月31日をもって通関業の許可を取り消す。併せて同年6月1日から許可の取り消しまでの間、通関業務の全部の停止を命ずる（ただし長期蔵置貨物の処理に係る通関業務であって、その通関業務又はそれに付随する業務が現に進行中であるものを除く）。

令和8年6月1日

東京税関長 松重友啓

別紙

営業所名	所在地
東京オペレーションセンター	東京都江東区新砂 3-2-9 X フロンティア WEST 5 階
成田オペレーションセンター	千葉県成田市古込字込前 154-4 第 1 貨物代理店ビル 215 号室
成田ロジスティクスセンター	千葉県成田市南三里塚 7 8-7
横浜オペレーションセンター	神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地 JPR 横浜日本大通ビル 10 階
名古屋オペレーションセンター	愛知県名古屋市中区栄 1-10-21 名古屋御園ビル 7 階
大阪オペレーションセンター	大阪府大阪市中央区淡路町 1-7-3 日土地堺筋ビル 7 階
関西空港オペレーションセンター	大阪府泉佐野市りんくう往来 2-2 りんくうエルガビル 7 階 7 CD